



文部科学省

私立学校法の改正と監事の役割について

令和7年 11月

文部科学省 私学部参事官付

本日の内容

(1) 総論

(2) 改正のポイント

(3) 理事・監事・評議員の資格及び構成に関する要件

(4) 施行令・施行規則

(5) 内部統制システム

(1) 総論

私立学校法の一部を改正する法律の概要

趣旨

我が国の公教育を支える私立学校が、社会の信頼を得て、一層発展していくため、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するための制度改正を行う。

幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図るため、理事、監事、評議員及び会計監査人の資格、選任及び解任の手続等並びに理事会及び評議員会の職務及び運営等の学校法人の管理運営制度に関する規定や、理事等の特別背任罪等の罰則について定める。

概要

「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」の考え方から、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、私立学校の特性に応じた形で「建設的な協働と相互けん制」を確立。

1. 役員等の資格・選解任の手続等と各機関の職務・運営等の管理運営制度の見直し

① 理事・理事会

- 理事選任機関を寄附行為で定める。理事の選任に当たって、理事選任機関はあらかじめ評議員会の意見を聴くこととする。(第29条、第30条関係)
- 理事長の選定は理事会で行う。(第37条関係)

② 監事

- 監事の選解任は評議員会の決議によって行い、役員近親者の就任を禁止する。(第31条、第45条、第46条、第48条関係)

③ 評議員・評議員会

- 理事と評議員の兼職を禁止し、評議員の下限定数は、理事の定数を超える数まで引き下げる。(第18条、第31条関係)
- 理事・理事会により選任される評議員の割合や、評議員の総数に占める役員近親者及び教職員等の割合に一定の上限を設ける。(第62条関係)
- 評議員会は、選任機関が機能しない場合に理事の解任を選任機関に求めたり、監事が機能しない場合に理事の行為の差止請求・責任追及を監事に求めたりすることができるとしている。(第33条、第67条、第140条関係)

④ 会計監査人

- 大学・高等専門学校を設置する大臣所轄学校法人等では、会計監査人による会計監査を制度化し、その選解任の手続や欠格要件等を定める。
(第80条～第87条、第144条関係)

2. 学校法人の意思決定の在り方の見直し

- 大臣所轄学校法人等においては、学校法人の基礎的変更に係る事項（任意解散・合併）及び寄附行為の変更（軽微な変更を除く。）につき、理事会の決定に加えて評議員会の決議を要することとする。
(第150条関係)

3. その他

- 監事・会計監査人に子法人の調査権限を付与する。(第53条、第86条関係)
- 会計、情報公開、訴訟等に関する規定を整備する。
(第101条～第107条、第137条～第142条、第149条、第151条関係)
- 役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得についての罰則を整備する。
(第157条～第162条関係)

施行日・経過措置

令和7年4月1日（評議員会の構成等については経過措置を設ける）

1. ガバナンス改革の目的

ガバナンス改革は、学校法人自らが主体性をもって行わなければならない。

ガバナンス改革は「手段」にすぎず、それ自体が「目的」ではない。

ガバナンス改革は、私学助成や基金などの他の政策手段とあいまって、私立学校の教育・研究の質を向上させるための 1 つの手段である。

2. 理事会と評議員会の権限関係

今回の改正では、「意思決定機関」は理事会であり、評議員会は「諮問機関」であるという基本的な枠組みは維持する。

その上で、評議員会等による理事会等に対するチェック機能を高めることしている。

3. 「対立」ではなく「協働」

今回の改正においては、執行（理事会）と監視・監督（評議員等）の役割を分離することを基本的な考え方としているが、理事会と評議員会が対立してしまうことは望ましくない。

理事会と評議員会が相互にけん制しあいながらも、建設的に協力し、時には議論しあい、充実した納得感のある学校法人運営を目指すものである。

4. 不祥事を防止する複層的な仕組み

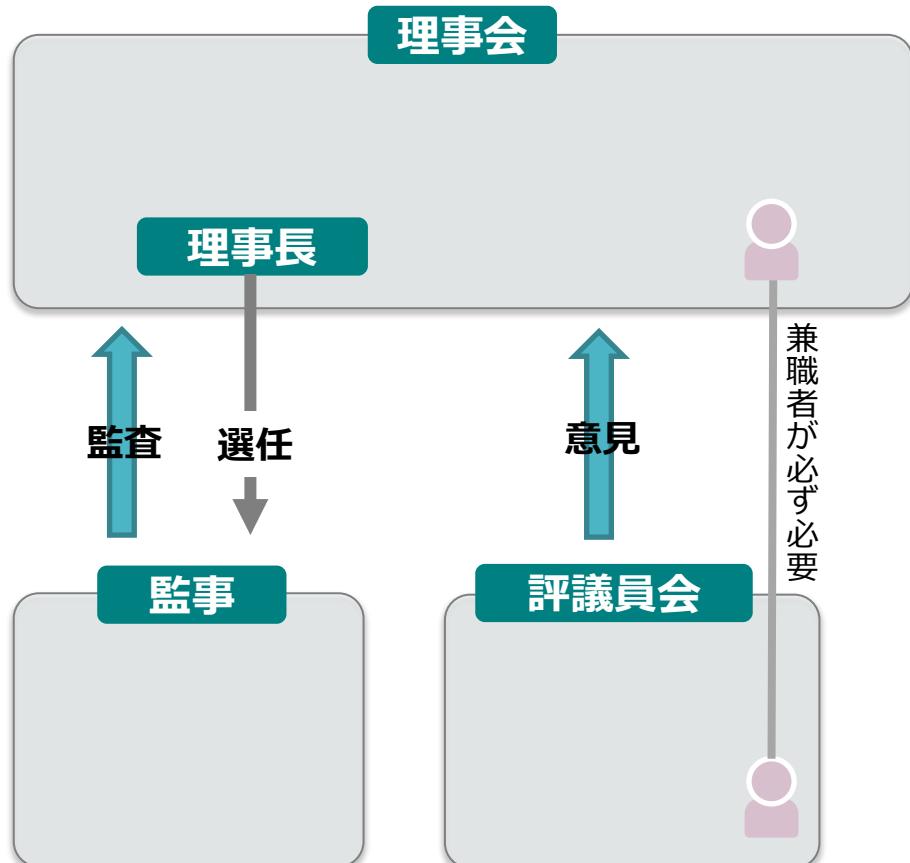
今回の改正では、不祥事を防止する仕組みとして、人事上の仕組みのほか、不正等の防止や緊急措置の仕組みを整備している。

人事は適材適所の観点から、不正等の防止は危機管理の観点から、それぞれ運用されることとなる。

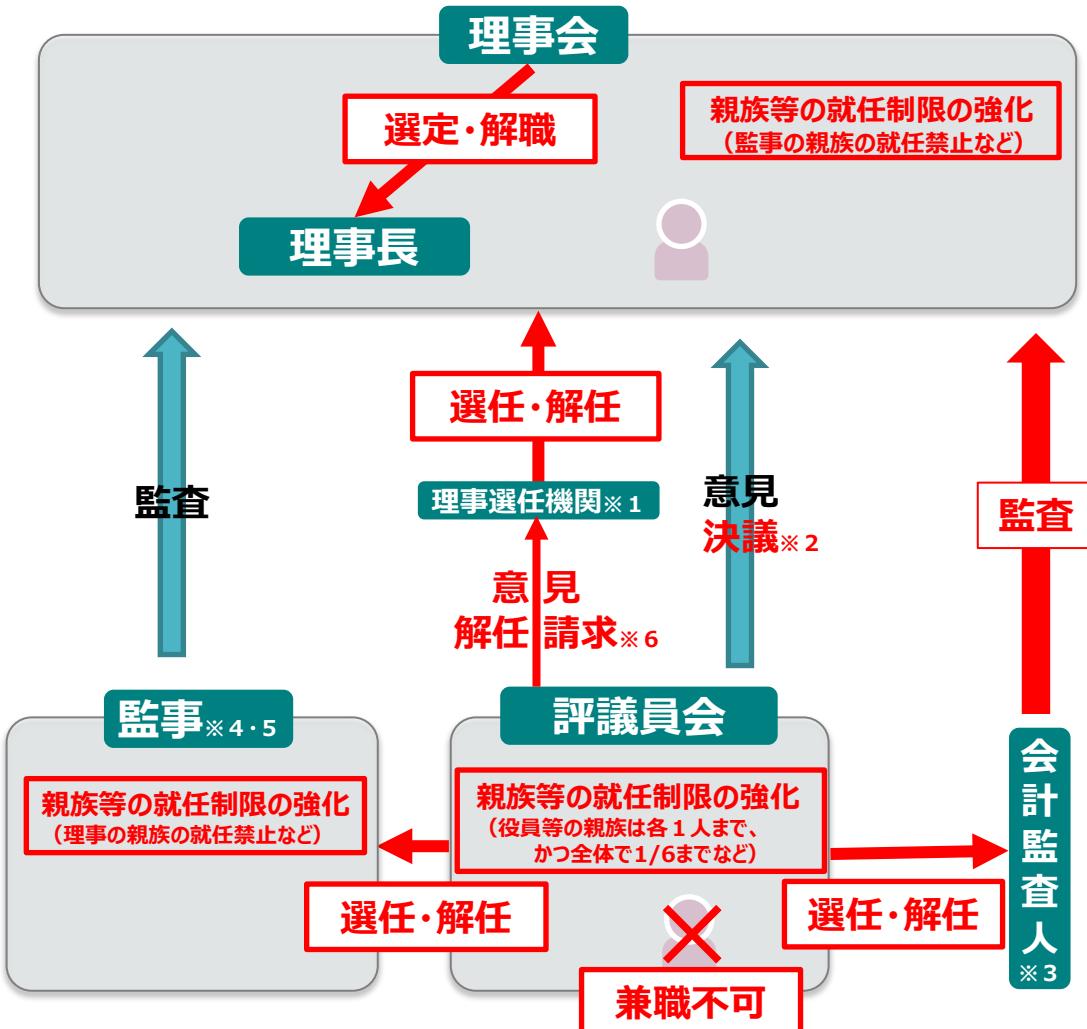
(2) 改正のポイント

主な改正のポイント 学校法人の内部機関の相互関係

改正前



改正後



※ 1 理事選任機関の構成等は寄附行為で定める

※ 2 大臣所轄学校法人等については、解散・合併・重要な寄附行為の変更に評議員会の決議が必要

※ 3 大臣所轄学校法人等は会計監査人が必置

※ 4 大規模な大臣所轄学校法人等は常勤監事が必置

※ 5 監事の監査の対象には理事・理事会のみならず、評議員・評議員会も含まれる

※ 6 理事の不正行為等の重大事実があったにもかかわらず、解任請求が認められなかった場合、評議員は裁判所に対し、解任の訴えを提起することができる

主な改正のポイント 役員等の選解任手続き

1. 役員等の選解任手続き等について

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

	改正前	改正後
理事の選任	寄附行為の定めによる	<u>理事選任機関が選任する（30Ⅰ）</u> (理事選任機関が評議員会以外の場合は、評議員会の意見聴取を必須（30Ⅱ）)
理事の解任	寄附行為の定めによる	<u>理事選任機関が解任する（33Ⅰ）</u> (評議員会による解任の求め（33Ⅱ）、評議員による解任を請求する訴えの提起を可能とする（33Ⅲ）)
理事長の選定等	寄附行為の定めによる	<u>理事会が選定（・解職）する（37Ⅰ）</u>
監事の選任	評議員会の同意を得て 理事長が選任する	評議員会の決議によって選任する（45Ⅰ） (理事による監事の選任議案の提出には、監事の過半数の同意が必要（49Ⅰ）)
監事の解任	寄附行為の定め による	評議員会の決議によって解任する（48Ⅰ） (評議員による解任を請求する訴えの提起を可能とする（48Ⅱ）)
役員等の任期	寄附行為の定め による	寄附行為で定める期間以内に終了する最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとする (寄附行為で定める期間は理事4年、 監事・評議員6年を上限 とし、理事の期間は監事・評議員の期間を超えないものとする) (32Ⅰ・Ⅱ、47Ⅰ、63Ⅰ)

主な改正のポイント 役員等の兼職の制限/役員等の構成の要検討

2. 役員等の兼職の制限等について

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

	改正前	改正後
兼職の制限	監事は理事・評議員・職員と兼職禁止、1名以上は評議員と兼職している理事が必須	監事は理事・評議員・職員・ <u>子法人役員（監事、監査役等を除く）</u> ・子法人職員と兼職禁止（31Ⅲ、46Ⅱ） 理事と評議員の兼職禁止（31Ⅲ）
評議員の定数	理事の2倍を超える数が必要	<u>理事を超える数が必要（18Ⅲ）</u>

3. 役員等の構成の要件等について

	改正前	改正後
近親者等に関する制限	各役員について近親者等が1人を超えて含まれてはならない	各役員についての <u>制限を強化</u> とともに、評議員についても近親者等の制限を設ける（31VI・VII、46Ⅲ、62IV・V③）
職員である評議員	1人以上必要	1人以上必要（62Ⅲ①） 評議員の総数の <u>1／3まで</u> （62V①）
理事・理事会が選任した評議員	制限無し	評議員の総数の <u>1／2まで</u> （62V②）
外部理事	1人以上必要	1人以上必要（31IV②） 大臣所轄学校法人等は、 <u>2名以上必要</u> （146 I）

主な改正のポイント 学校法人の意思決定/監査体制の充実/その他

4. 学校法人の意思決定について

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

	改正前	改正後
理事会・評議員会の運営	決議等に関する規定あり	招集、決議、議事録等について <u>具体的に法定</u> (詳細は18、19ページ参照)
意思決定プロセス	重要事項等についてはあらかじめ評議員会の意見聴取が必要	大臣所轄学校法人等は、 <u>寄附行為の変更（軽微なものを除く）</u> ・任意解散・合併については、評議員会の決議が必要 (150)

5. 監査体制の充実について

	改正前	改正後
会計監査人	規定無し	大臣所轄学校法人等は <u>設置義務</u> (144 I)
常勤監事	選定義務無し	特に規模の大きい大臣所轄学校法人等は <u>選定義務</u> (145 I)
内部統制	規定無し	大臣所轄学校法人等は <u>内部統制システムの整備義務</u> (148 I)

6. その他

	改正前	改正後
子法人	規定無し	監事や会計監査人の <u>調査対象</u> とし、子法人の役職員の監事・評議員への就任制限を設ける (46 II、53 II、62 V③、86 IV)
責任追及の訴え	規定無し	評議員会は、 <u>役員等に対する責任追及の訴えの提起</u> を求めることが可能 (140 I)
刑事罰	規定無し	役員等の <u>特別背任、贈収賄、目的外の投機取引等</u> について刑事罰を新設 (157~162)

主な改正のポイント

監事関連

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

	改正前	改正後
監事	基本的資格	なし
	主な職務等	<ul style="list-style-type: none"> ①学校法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況の監査 ②監査報告の作成 ③不正行為等の理事会等への報告 ④理事会、評議員会の招集の請求 ⑤理事の不正行為等の差止め ⑥理事会への出席、意見
	定数	2人以上
	任期	寄附行為の定めるところ
	選解任方法	評議員会の同意を得て理事長が選任
	主な構成の要件	<ul style="list-style-type: none"> ①理事、評議員、学校法人の職員との兼職禁止 ②理事親族の就任禁止（通知事項）
	その他	

一定の要件に該当する大臣所轄学校法人等においては、常勤監事の選定義務化（145 I）

主な改正のポイント 理事会・理事関連

		改正前	改正後
理事会	位置付け	基本的に意思決定・執行機関	基本的に意思決定・執行機関
	主な職務等	①学校法人の業務等の決定 ②理事の職務の執行監督	①学校法人の業務等の決定（36 II ①） ②理事の職務の執行監督（36 II ②）
	基本的資格	なし	<u>私立学校を経営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者</u> （30 I）
	定数	5人以上	5人以上（18 III）
	任期	寄附行為の定めるところ	<u>寄附行為で定める期間以内に終了する最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとする（寄附行為で定める期間は4年まで）</u> （32 I）
	選解任方法	寄附行為の定めるところ	<u>理事選任機関が選解任（選任の際あらかじめ評議員会の意見聴取が必要）</u> （30 I・II、33 I）
	主な構成の要件	①設置する学校の校長を含む ②評議員を含む ③外部理事を含む ④各役員の親族は各1人まで	①設置する学校の校長を含む（31 IV ①） ②外部理事を含む（大臣所轄学校法人等においては <u>2人以上</u> ）（31 IV ②、146 I） ③他の <u>2人以上の理事、1人以上の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有していないこと</u> （31 IV ⑥） ④ <u>他の理事と特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の1／3を超えないこと</u> （31 IV ⑦）
理事	その他		<u>理事会において、理事長、代表業務執行理事、業務執行理事を選定（・解職）</u> （37 I～IV） <u>理事会への職務報告義務（年2回以上、大臣所轄学校法人等は年4回以上）</u> （39 I、146 II）

主な改正のポイント 理事会の運営関連

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

	改正前	改正後
招集権者	理事長	各理事（寄附行為又は理事会の定めにより理事会招集担当理事を定めることが可能）（41Ⅰ）
招集手続き	法令の定め無し	理事会の1週間前までに、理事・監事に通知を発出 (全員の同意があるときは不要) (44Ⅰ)
招集に関する特例等	<ul style="list-style-type: none"> 理事長は、寄附行為の定めるところにより、理事から理事会の招集請求があった場合は、招集義務 監事は、理事の不正報告等をするために必要があるときは、理事長に対し、招集の請求可能（招集されない場合は、自ら招集可能） 	<ul style="list-style-type: none"> 招集権の無い理事は、理事会招集担当理事に対し、会議の目的である事項を示して招集の請求可能（招集されない場合は、自ら招集可能）（41Ⅱ・Ⅲ） 監事は、理事の不正報告等をするために必要があるときは、理事会招集権者に対し、招集の請求可能（招集されない場合は、自ら招集可能）（57）
議長	理事長	<u>法令の定め無し</u> （基本的に理事長を想定）
議決要件	<ul style="list-style-type: none"> 理事の過半数の出席による開催 出席した理事の過半数で議決（可否同数のときは議長が決する） 	議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う（42Ⅰ）
議決要件の例外	合併・解散は、理事の総数の2／3以上の同意が必要	<ul style="list-style-type: none"> 寄附行為の変更は、議決に加わることができる理事の2／3以上の賛成が必要（42Ⅱ①） 合併・解散は、理事の総数の2／3以上の賛成が必要（42Ⅱ②）
参加方法の特例	法令の定め無し	<u>寄附行為の定めるところにより、書面又は電磁的方法により議決に参加可能</u> （42Ⅳ） ※書面開催による決議は不可、オンライン開催による決議は可

主な改正のポイント

評議員・評議員会関連

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

		改正前	改正後
評議員会	位置付け	基本的に諮問機関	基本的に諮問機関だが、監視・牽制機能等を強化
	主な職務等	①学校法人の業務、財産の状況、役員の職務の執行状況等について、意見、諮問への答申	①は改正前と同様（ただし、大臣所轄学校法人等における解散、合併、重要な寄附行為変更については、決議）（66Ⅱ①・②、36Ⅳ、150） ③理事選任機関に対する理事選任に関する意見（30Ⅱ） ④監事、会計監査人の選解任（45Ⅰ、48Ⅰ、80Ⅰ、83Ⅰ） ⑤監事に対する理事の不正行為等の差止めの求め（67Ⅰ） ⑥理事選任機関に対する理事の解任の求め（33Ⅱ）
	基本的資格	なし	当該学校法人の設置する私立学校の教育又は研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者（61Ⅰ）
	定数	理事の2倍を超える数	理事を超える数（18Ⅲ）
	任期	寄附行為の定めるところ	寄附行為で定める期間以内に終了する最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとする（寄附行為で定める期間は6年まで）（63Ⅰ）
	理事との兼職	可能（1人以上必須）	不可（31Ⅲ）
評議員	選解任方法	寄附行為の定めるところ	寄附行為の定めるところ（61Ⅰ、64）
	主な構成の要件	①職員を含む ②25歳以上の卒業生を含む	①、②は改正前と同様（ただし、①は評議員の総数の1／3まで）（62Ⅲ、62Ⅴ①） ③他の2人以上の評議員と特別利害関係を有していないこと（62Ⅳ） ④理事又は理事会が選任した評議員の数は、評議員の総数の1／2を超えていないこと（62Ⅴ②） ⑤理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者、子法人の役職員である評議員の数は、評議員の総数の1／6を超えていないこと（62Ⅴ③）

主な改正のポイント 評議員会の運営関連

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

	改正前	改正後
招集権者	理事長	理事（70Ⅰ）
招集手続き等	法令の定め無し	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会において、評議員会の日時・場所・目的事項、議案概要等を定める（70Ⅱ） ・評議員会の議案は、会議の目的である事項について、理事が提出する（70Ⅲ） ・評議員会の1週間前までに、評議員に通知を発出（全員の同意があるときは不要）（70Ⅳ、74）
招集に関する特例等	<ul style="list-style-type: none"> ・監事は、理事の不正報告等をするために必要があるときは、理事長に対し、招集の請求可能（当該請求後、招集されない場合は、自ら招集可能） ・理事長は、1／3以上の評議員から、会議に付議すべき事項を示して招集の請求があった場合は、招集義務 	 <ul style="list-style-type: none"> ・監事は、理事の不正報告等をするために必要があるときは、理事に対し、招集の請求可能（招集されない場合は、自ら招集可能）（57） ・1／3（大臣所轄学校法人等は1／10）以上の評議員は、理事に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求可能（招集されない場合は、所轄庁の許可を得て招集可能）（71Ⅰ、72Ⅰ） ・1／3（大臣所轄学校法人等は1／10）以上の評議員は、理事に対し、一定の事項を会議の目的とすることを請求可能（71Ⅱ） ・1／3（大臣所轄学校法人等は1／10）以上の評議員は、理事に対し、会議の目的である事項につき議案を提出することが可能（75Ⅰ）
議長	議長を置く	法令の定め無し
議決要件	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員の過半数の出席による開催 ・出席した評議員の過半数で議決（可否同数のときは議長が決する）（議長は議決に加わることができない） 	議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う（76Ⅰ）
議決要件の例外	<ul style="list-style-type: none"> ・役員等の損害賠償責任の一部免除は、議決に加わることができる評議員の2／3以上の賛成が必要 ・役員等の損害賠償責任の全部免除は総評議員の同意が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・監事解任、役員等の損害賠償責任の一部免除は、議決に加わることができる評議員の2／3以上の賛成が必要（76Ⅱ） ・役員等の損害賠償責任の全部免除は総評議員の同意が必要（76Ⅲ）
参加方法の特例	法令の定め無し	寄附行為の定めるところにより、書面又は電磁的方法により議決に参加可能（76Ⅴ）※書面開催による決議は不可、オンライン開催による決議は可

(3) 理事・監事・評議員の 資格及び構成に関する要件

改正後の私立学校法における理事・監事・評議員の資格及び構成に関する要件

理事

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

- (1) 監事、評議員との兼職禁止 (31Ⅲ)
- (2) 設置する学校の校長を含むこと (31Ⅳ①)
- (3) 外部理事を含むこと (31Ⅳ②) (大臣所轄学校法人は2人以上 (146Ⅰ))
- (4) 他の2人以上の理事、1人以上の監事又は2人 (経過措置期間中は3人) 以上の評議員と特別利害関係を有していないこと (31Ⅵ)
- (5) 他の理事と特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の1／3を超えていないこと (31Ⅶ) 等

監事

- (6) 理事、評議員、職員、子法人の役職員 (監事、監査役等を除く) との兼職禁止 (46Ⅱ)
- (7) 他の監事又は2人 (経過措置期間中は3人) 以上の評議員と特別利害関係を有していないこと (46Ⅲ) 等

評議員

- (8) 理事、監事との兼職禁止 (31Ⅲ、46Ⅱ)
- (9) 職員を含むこと (62Ⅲ①)
- (10) 25歳以上の卒業生 ((9) を除く) を含むこと (62Ⅲ②)
- (11) 他の2人 (経過措置期間中は3人) 以上の評議員と特別利害関係を有していないこと (62Ⅳ)
- (12) 職員である評議員の数は、評議員の総数の1／3を超えていないこと (62Ⅴ①)
- (13) 理事又は理事会が選任した評議員の数は、評議員の総数の1／2を超えていないこと (62Ⅴ②)
- (14) 理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者、子法人の役職員である評議員の数は、評議員の総数の1／6 (経過措置期間中は1／3) を超えていないこと (62Ⅴ③) 等

特別利害関係：一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係など

(4) 施行令・施行規則

私立学校法施行令の改正について

趣旨

私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）の施行に伴い、私立学校法の委任を受けた各種規定を整備する。

改正のポイント

1. 評議員会の招集通知のデジタル化

メール等の情報通信の技術を利用する方法で評議員会を招集する場合には、以下の手続をとることとする。

- ① 通知発出者は、通知の相手方に対し、用いる方法の種類及び内容を示し、承諾を得なければならないこととする。
- ② 通知発出者は、通知の相手方から、情報通信の技術を利用する方法による通知を受けない旨の申し出があったときは、通知を当該方法で発出してはならないこととする。

2. 大臣所轄学校法人等の基準

都道府県知事所轄学校法人で、以下の①かつ②の基準を満たす法人は、大臣所轄学校法人と同等の扱いとする。

- ① 収入^{*1}10億円 又は 負債20億円 以上
- ② 3以上の都道府県において学校教育活動を行っていること^{*2}

* 1 最終会計年度における学校事業（私立学校の経営に関する会計に係る業務として行う事業）+収益事業 による経常的な収益の額
経常的な収益の額の計算方法ほか、規定の適用に関し必要な事項は省令で定めることとする。

* 2 3以上の都道府県に学校を設置している または 広域通信制高等学校を設置している こと

3. 常勤監事を置かなければならない法人の基準

大臣所轄学校法人等で、以下の基準を満たす法人は、常勤監事を置かなければならないこととする。

- ・収入100億円 又は 負債200億円 以上

4. その他

- ・都道府県知事所轄学校法人においては、これまで必要とされてきた理事及び監事のみならず、評議員及び会計監査人が就任又は退任した際にも、都道府県知事に対し、届出を行わなければならないこととする。
- ・都道府県知事所轄学校法人の台帳の調製・保存に係る規定は削除することとする。

私立学校法施行規則の改正について

趣旨

私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）の施行に伴い、私立学校法の委任を受けた各種規定を整備する。

改正のポイント

1. 子法人（第11条）

「子法人」とは、以下のものとする。

- ① 当該学校法人が、意思決定機関における議決権の過半数を有する法人
- ② 当該学校法人の役職員等が、意思決定機関の構成員の過半数を占めている法人

2. 特別な利害関係（第12条）

「配偶者又は三親等以内の親族である関係その他特別な利害関係」とは、以下のものとする。

- ① 事実婚である関係
- ② 使用人である関係
- ③ 金銭等を受け取り生計を維持している関係
- ④ ②、③の配偶者である関係
- ⑤ ①～③の三親等以内の親族であって生計を一にする関係

3. 所轄庁への届出（第59条）

これまで必要とされてきた理事及び監事のみならず、評議員及び会計監査人の就任・退任の際にも、所轄庁への届出を必要とし、届出書には法令の資格・構成に関する要件が確認できる書類を添付するものとする。

4. 評議員会の決議が必要となる寄附行為変更（第52条）

大臣所轄学校法人等において、評議員会の決議が必要となる寄附行為変更は、以下の事項に関する変更とする。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 設置する私立学校や学部等の名称等（届出事項を除く。）
- ④ 理事の定数、任期、選解任、理事長の選定等
- ⑤ 監事の定数、任期、選解任等
- ⑥ 評議員の定数、任期、選解任等
- ⑦ 理事会及び評議員会の決議
- ⑧ 理事選任機関の構成、運営等
- ⑨ 収益事業の種類等
- ⑩ 解散
- ⑪ 寄附行為の変更 ※寄附行為変更をする際の要件や手続に関する規定のこと

5. その他

以下の内容については、他法人法制と同趣旨の内容を規定することとする。

- ・学校法人の業務の適性を確保するための体制（第13条）
- ・理事会議事録、評議員議事録の作成方法（第15条、第22条）
- ・監査報告・会計監査報告・事業報告書の作成方法、計算書類・事業報告書等の監査の方法（第5章）など

(5) 内部統制システム

今般の私立学校法の改正により、大臣所轄学校法人等においては、「理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして文部科学省令で定める体制の整備」（＝内部統制システムの整備）が必要となり、その基本方針を理事会で決定しなければならないことになります。

また、大臣所轄学校法人等以外の学校法人においても、各学校法人の実情に応じ、内部統制システムを整備することが望まれます。

1. 内部統制とは何か！？

【 定義 】

内部統制とは、基本的に、その目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスをいう。

→ 学校法人が、その活動を健全かつ効率的に運営するための仕組みのこと

【 4つの目的 】

(1) 業務の有効性及び効率性

→ 事業活動の目的の達成のため、業務の有効性及び効率性を高めること

(2) 報告の信頼性

→ 組織内及び組織の外部への報告（非財務情報を含む。）の信頼性を確保すること

(3) 事業活動に関する法令等の遵守

→ 事業活動に関する法令その他の規範の遵守を促進すること

(4) 資産の保全

→ 資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に行われるよう、資産の保全を図ること

2. 内部統制の6つの基本的要素

内部統制は、以下の6つの基本的要素から構成されています。これらを整備・運用することで内部統制の目的を実現させることになります。

(1) 統制環境

組織の気風を決定し、組織内の全ての者の統制に対する意識に影響を与えるとともに、他の基本的要素の基礎をなし、その対応に影響を及ぼす基盤 → 内部統制の目的を達成しようという学校法人全体の雰囲気のこと

(2) リスクの評価と対応

組織目標の達成に影響を与える事象について、組織目標の達成を阻害する要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を行う一連のプロセス

→ 様々なリスクの顕在化の可能性や影響の程度を踏まえ、対応の優先度をランキング付けし、具体的な対応策を考えること

(3) 統制活動

→ 経営者の命令及び指示が適切に実行されることを確保するために定める方針及び手続のこと

(4) 情報と伝達

→ 必要な情報が識別、把握及び処理され、組織内外及び関係者相互に正しく伝えられることを確保すること

(5) モニタリング

→ 内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセスのこと

(6) ITへの対応

組織目標を達成するために予め適切な方針及び手続を定め、それを踏まえて、業務の実施において組織の内外のITに対し適時かつ適切に対応すること。 → ITを有効利用し、適切に管理すること

3. 大臣所轄学校法人等において、具体的に対応しなければならないこと

大臣所轄学校法人等においては、以下の内容について、①理事会として方針を決定するとともに、②具体的な整備を行わなければなりません。具体的には文部科学省作成の「内部統制システム整備の基本方針(例)」も御参照ください。 (参照：https://www.mext.go.jp/content/20240222-mxt_sigakugy-000021776-1.pdf)

	①理事会として決定する基本方針例	②具体的な整備例
理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守体制の整備方針や理事会における適切な監督体制の整備等 	<ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス規程・法令遵守マニュアルの作成 理事会運営規則の作成
省令で定める体制	<p>一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 理事が意思決定や業務執行を行った場合又は職員が職務執行を行った場合における、当該行為に関する記録の作成、保存、管理、廃棄及び閲覧方法等 	<ul style="list-style-type: none"> 議事録、決裁文書等に関する文書管理規程の作成
	<p>二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 想定されるリスクの内容及びその防止策(具体的な手続・機構) 発生したリスクへの対処方法 当該手續や対処方法を実施するための人的・物的体制に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理規程の作成、リスク管理組織・責任者の設置 緊急時の役員対応等 役職員に対するリスク管理研修の実施 リスク管理手法や体制の有効性検証・見直し
	<p>三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 理事が職務執行を行うにあたって必要な決裁体制等 外部の専門家の助言を受けるための体制等 <p>※その他には、理事の職務執行のために効率的な人員配置がなされているか検証する体制等に関する事項を決定することも考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 理事職務権限規程の作成 職員の職務分掌に関する規程の作成

		①理事会として決定する基本方針例	②具体的な整備例
省令で定める体制	四 職員の職務の執行が法令及び寄付行為に適合することを確保するための体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 法令遵守体制の整備方針 ● 職員相互間の適切な監督体制の創設等 	<ul style="list-style-type: none"> ● コンプライアンス規程・法令遵守マニュアルの作成 ● 職員に対するリスク管理に関する教育・研修の継続的な実施 ● 内部監査部門の設置
	五 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 監事が補助職員を求めた場合における対応方針 ● 補助職員を監事専属とするのか他の部署と兼務させるのか ● 補助職員の人数や地位等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 監事監査規程の作成 ● 監査室、コンプライアンス室の設置
	六 前号の職員の理事からの独立性に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 補助職員の採用、異動についての監事の同意の要否 ● 理事の補助職員に対する指揮命令権の有無 ● 補助職員の報酬及び懲戒についての監事の関与 ● 補助職員の人事評価についての監事の意見陳述 	<ul style="list-style-type: none"> ● 監事監査規程の作成
	七 監事の第五号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 補助職員の重要会議への同行の要否 	<ul style="list-style-type: none"> ● 監事監査規程の作成

		①理事会として決定する基本方針例	②具体的な整備例
省令で定める体制	八 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 監事に報告すべき事項の範囲 ● 報告すべき事項に応じた報告方法 ● 職員が監事に直接報告することができる制度(内部通報制度) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 監事監査規程の作成 ● 内部通報に関する規程の作成
	九 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 監事への報告を理由とする解雇等不利益処分の禁止 ● 職員から法人への報告が直接又は間接に監事に対して行われる体制 	<ul style="list-style-type: none"> ● 監事監査規程の作成 ● 内部通報に関する規程の作成
	十 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還手続 	<ul style="list-style-type: none"> ● 監事監査規程の作成
	十一 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制	<ul style="list-style-type: none"> ● その他学校法人の実情に応じて、監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制 	<ul style="list-style-type: none"> ● 理事長と監事の定期的な会合の実施 ● 監事が必要と認めた場合における、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携

※上記はあくまで例示であり、具体的には各学校法人の実態に応じて御判断ください。

4. 内部統制システム構築の具体的な流れ

学校法人における内部統制システムを構築するまでの具体的な流れは以下のとおりです。内部統制システムを整備した後は、適切な運営、確認、改善のサイクルを回していくいただく必要があります。

(1) 内部統制システムの現状把握

内部統制状況の確認、内部統制に係る規程等の整備状況の確認

(2) 内部統制システムの課題認識

現状把握を通じて、業務の適正を確保するために必要な体制と現状の体制を比較し、取り組むべき内容を決定

(3) 内部統制システムの基本方針の策定

法人の内部統制システムの基本方針について、理事会で決定

(4) 基本方針に基づく内部統制システムの整備

基本方針に基づいて、内部統制に係る必要な規程の策定及び見直し等

(5) 内部統制システムに基づく実務上の適切な業務の運営

整備されたシステムに基づいて各部署において業務を運営

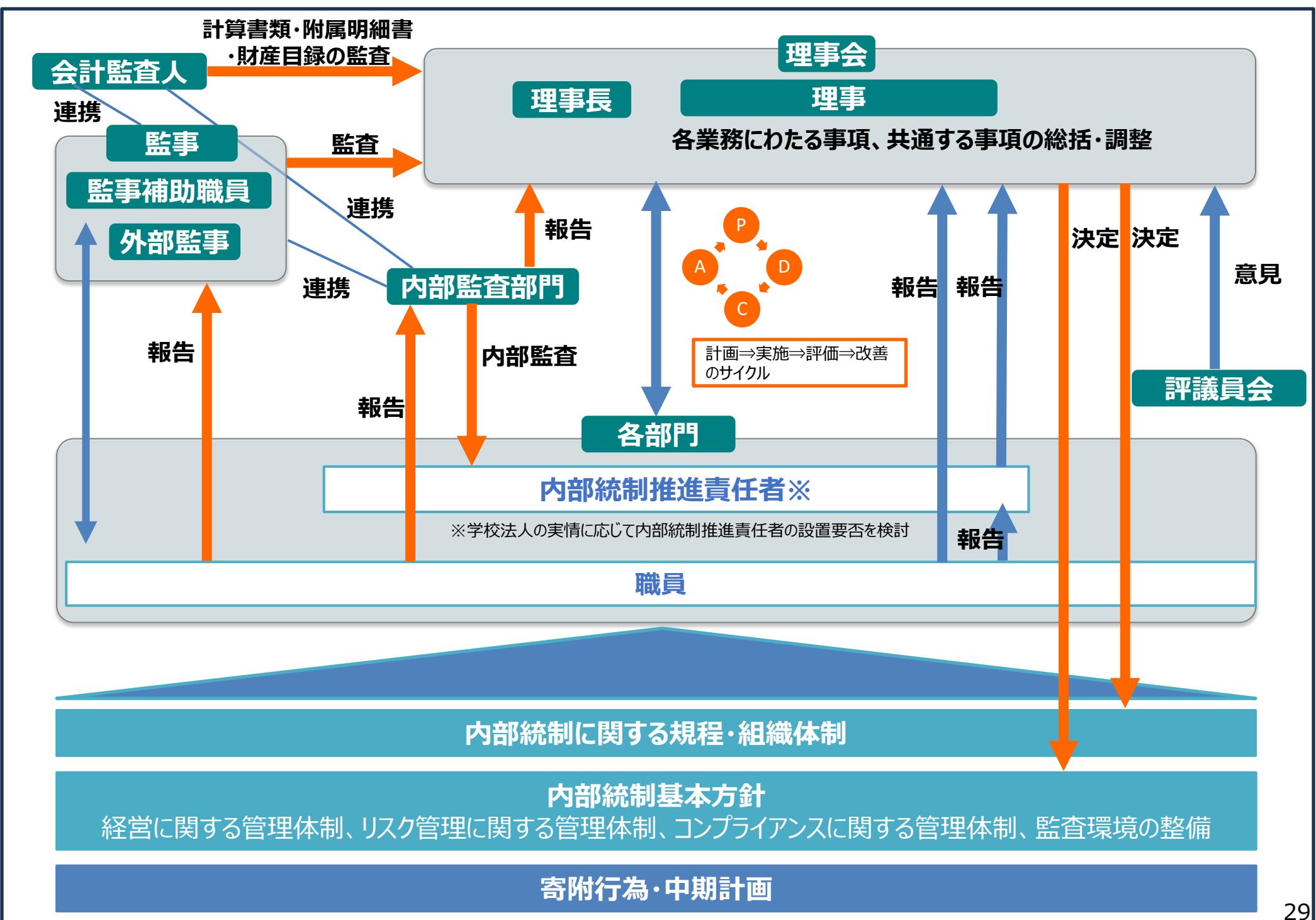
(6) 体制と運営に齟齬がないかの確認と、それを踏まえた改善

整備されたシステムと実際の業務運営に齟齬がないかについて、内部監査担当部署や内部監査担当者をはじめとして確認、それを踏まえて各部署や必要に応じて理事会を経て改善

令和7年4月1日まで
に整備

令和7年4月以降
隨時実施

内部統制システムに関する体制（イメージ）



法令、監査事項、文部科学省の通知等に関する内容に不明点等があれば、ご相談ください。

文部科学省高等教育局
私学部参事官付財務調査係
電話：03-5253-4111（2539）
メール：sigsanji@mext.go.jp